新潟市報道資料
令和７年５月 28 日

報　道　各　位

新潟市児童相談所
こ ど も 相 談 課

児童相談所一時保護施設における誤配薬事案の発生について

このたび、新潟市児童相談所が所管する一時保護施設で、別の児童に処方された薬を誤って服用させる事案が発生したのでお知らせします。

関係者の皆さまには多大なご心配をおかけし、市民の皆さまの信頼を損なうことになりましたことを深くお詫び申し上げます。今後、再発防止を徹底してまいります。

１　誤薬の概要

児童Ａを児童Ｂと思い込み、児童Ｂの処方薬を児童Ａに服用させたもの。

２　誤薬の経緯

令和７年５月 23 日（金）夕食後、児童Ａから配薬の申し出があり、施設職員が児童Ａを児童Ｂと思い込み服用させた。

その後、児童Ｂに服用させる薬が見当たらず、児童Ａに配薬された薬が残っていたため、誤薬に気が付いた。

３　発生後の対応

・薬剤師に相談したところ「服薬量からしても受診の必要はない。経過観察するように」との指示があった。
・保護者に対して、発生直後に状況を説明し謝罪した。

４　発生原因

本人確認が不十分なまま服薬させたことが原因。

５　再発防止策

本人確認を徹底してまいります。

備考：児童の安全確保のため、詳細につきましてはお答えできかねることをご理解願います。

【問い合わせ先】
新潟市児童相談所 こども相談課
担当：堀
電話：025-230-7777（代表）